

富山大学 学報

第244号

目 次

関 係 法 令	2	昭和59年度日本学術振興会流動研究員の決定	9
学 内 規 則	2	昭和59年度アフリカ地域研究センター派遣研究 者の決定	9
富山大学国際交流委員会規則の制定	2	人 事 異 動	10
富山大学私学研修員，専修学校研修員及び公立 大学研修員規則の制定	3	学 内 諸 報	10
富山大学受託研究員規則の制定	4	教育学部附属学校（園）長の改選	10
富山大学外国人受託研修員規則の制定	4	教養部長の改選	10
富山大学理学部規則の一部改正	5	海外渡航者	11
富山大学教養部規則の一部改正	5	南極の近況について	11
富山大学教養部学生の助言教官に関する規則の 一部改正	6	シリーズ 「富山大学，あの日あの頃」(6) 〈赤谷山遭難学生慰霊祭〉	11
富山大学大学院理学研究科規則の一部改正	6	職 員 消 息	14
富山大学廃水処理室運営委員会規則の一部改正	7	主 要 行 事	14
諸 会 議	8	資 料	17
学 事	9	昭和59年度入学志願者数	17
昭和59年度文部省内地研究員の決定	9		

関係法令

(官報掲
載月日)

(官報掲
載月日)

省 令

○学校教育法の一部を改正する法律附則第
2項第2号の規定に基づく同法の施行の
日前に大学に在学し、同法の施行の日以
後に大学において獣医学を履修する課程
に在学することとなった者の範囲を定め
る省令（文部1） 2・6

告 示

○短期大学、短期大学の学科及び大学の学
部の学科の設置を認可した件（文部15） 2・9
○短期大学の名称を変更する件
（文部19, 20） 2・24
○昭和59年度科学研究費補助金の計画調書
の提出期間を定める件（文部22） 2・28

学 内 規 則

富山大学国際交流委員会 規則の制定

富山大学国際交流委員会規則を次のとおり制定する。

昭和59年2月17日

富山大学長 柳 田 友 道

富山大学国際交流委員会規則

(設 置)

第1条 富山大学（以下「本学」という。）に富山大学
国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、本学における教育・学術の国際交
流に関する重要事項を審議し、国際交流を推進する
ことを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組
織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長及び教養部長
- (3) 各学部及び教養部の教官 各1名

(4) 附属図書館長

(5) 学生部長

(6) 事務局長

2 前項第3号の委員は、当該学部等の長の推薦に
基づき、学長が命ずる。

(任 期)

第4条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とし、
再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠
の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。た
だし、委員長に事故あるときは、委員長があらか

じめ指名した委員がその職務を行う。

(意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(幹事)

第7条 委員会に幹事を置き、庶務部長及び学生部長をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、庶務部庶務課において処理する。

附 則

この規則は、昭和59年2月17日から施行する。

▶富山大学国際交流委員会規則の制定理由
本学における教育・学術の国際交流を推進するため、国際交流委員会を設置し、その組織、運営に関し必要な事項を定めるため。

富山大学私学研修員、専修学校研修員及び公立大学研修員規則の制定

富山大学私学研修員、専修学校研修員及び公立大学研修員規則を次のとおり制定する。

昭和59年2月17日

富山大学長 柳田友道

富山大学私学研修員、専修学校研修員及び公立大学研修員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、私学研修員、専修学校研修員及び公立大学研修員受入実施要項(昭和39年5月1日文部省大学学術局長決裁)に基づく私学研修員、専修学校研修員及び公立大学研修員(以下「私学等研修員」という。)を富山大学(以下「本学」という。)に受け入れる場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 私学等研修員として受け入れることができる者は、私立学校、専修学校及び公立大学の教職員とする。

(申請及び承認)

第3条 私学研修福祉会、専修学校教育振興会又は公立大学長から私学等研修員の受入れ申請があったときは、学長は教育研究に支障のない限り受入れ学部等の教授会の議を経て、受入れを承認する。

(研究期間)

第4条 研究期間は、1年とし、その期間は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、特別の理由がある場合には6月又は3月に短縮することができる。

る。

(研究方法)

第5条 当該学部等の長は指導教官を定め、私学等研修員の研究の指導を行うよう措置するものとする。

(研究料)

第6条 研究料は、「私学研修員、専修学校研修員及び公立大学研修員の研究料等について(文部省大学局長通知)」による。

(施設等の利用)

第7条 私学等研修員は、本学の諸施設及び諸設備を利用することができる。

(規則等の遵守)

第8条 私学等研修員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

附 則

この規則は、昭和59年2月17日から施行する。

▶富山大学私学研修員、専修学校研修員及び公立大学研修員規則の制定理由
私学等の教職員を本学に受け入れることができるようにするため。

富山大学受託研究員規則の制定

富山大学受託研究員規則を次のとおり制定する。

昭和59年2月17日

富山大学長 柳田友道

富山大学受託研究員規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、受託研究員制度実施要項(昭和42年7月18日文部大臣裁定)に基づく受託研究員を富山大学(以下「本学」という。)に受け入れる場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資 格)

第2条 受託研究員として受け入れることができる者は、民間会社等の理工系の現職技術者及び研究者で学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に定める大学を卒業した者又は学長がこれに準ずる学力があると認めた者とする。

(申請及び許可)

第3条 民間会社等の長から受託研究員の受入れ申請があったときは、学長は教育研究に支障のない限り、受入れ研究科の委員会の議を経て、受入れを許可する。

(研究期間)

第4条 研究期間は1年以内とし、受入れを許可した日の属する会計年度を超えることができない。ただ

し、特別の理由があると認められたときは、この限りでない。

(研究方法)

第5条 当該研究科長は指導教官を定め、受託研究員の研究の指導を行うよう措置するものとする。

(研究料)

第6条 研究料は、「受託研究員の研究料について(文部省大学局長通知)」による。

(施設等の利用)

第7条 受託研究員は、本学の諸施設及び諸設備を利用することができる。

(規則等の遵守)

第8条 受託研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

附 則

この規則は、昭和59年2月17日から施行する。

▶富山大学受託研究員規則の制定理由

民間会社等の研究者を本学に受け入れることができるようにするため。

富山大学外国人受託研修員規則の制定

富山大学外国人受託研修員規則を次のとおり制定する。

昭和59年2月17日

富山大学長 柳 田 友 道

富山大学外国人受託研修員規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、外国人受託研修員制度実施要項(昭和49年3月18日文部大臣裁定)に基づく外国人受託研修員(以下「受託研修員」という。)を富山大学(以下「本学」という。)に受け入れる場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資 格)

第2条 受託研修員として受け入れることができる者は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が発達途上国から招致する研修員で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に定める大学を卒業した者又は学長がこれに準ずる学力があると認めた者とする。

(申請及び許可)

第3条 事業団の総裁から受託研修員の受入れ申請があったときは、学長は教育研究に支障のない限り、

受入れ学部等の教授会の議を経て、受入れを許可する。

(研修期間)

第4条 研修期間は1年以内とし、受入れを許可した日の属する会計年度を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められたときは、この限りでない。

第5条 研修期間の区分は、次の各号の一に掲げるとおりとする。

- (1) 1月(30日以内)
- (2) 3月(31日以上90日以内)
- (3) 6月(91日以上180日以内)
- (4) 9月(181日以上270日以内)
- (5) 12月(271日以上365日以内)

(研修方法)

第6条 当該学部等の長は指導教官を定め、受託研修

員の研修の指導を行うよう措置するものとする。

(研修料)

第7条 研修料は、「外国人受託研修員の研修料について(文部省大学学術局長通知)」による。

(施設等の利用)

第8条 受託研修員は、本学の諸施設及び諸設備を利用することができる。

(規則等の遵守)

第9条 受託研修員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

附 則

この規則は、昭和59年2月17日から施行する。

▶富山大学外国人受託研修員規則の制定理由
国際協力事業団が招致する外国人を本学に受け入れることができるようにするため。

富山大学理学部規則の一部改正

富山大学理学部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和59年2月17日

富山大学長 柳 田 友 道

富山大学理学部規則の一部を改正する規則

富山大学理学部規則(昭和52年5月16日制定)の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

(他の大学における授業科目の履修等)

第9条の2 本学部学生が学則第12条の2の規定により、他の大学又は外国の大学において、当該大学の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、履修できる期間は、原則として1年以内とし、この期間を卒業に要する在学年数に算入するものとする。

3 第1項の規定により、履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て30単位を限度として、本学部の単位として認定することができる。

第22条の次に次の1条を加える。

(特別聴講学生)

第22条の2 他の大学又は外国の大学の学生で、学則第70条の2の規定により、本学部の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき教授会の議を経て、特別聴講学生として入学させることができる。

2 特別聴講学生については、第17条から第21条まで

の規定を準用する。

別表の 生物学科の表の専攻科目の欄中

「 臨海実験及び野外実験 2 」を
「 臨海実験Ⅰ又は野外実験Ⅰ 2 」に
「 臨海実験Ⅱ又は野外実験Ⅱ 2 」を
「 計 48 34 」を
「 計 48 36 」に

改める。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、昭和58年度以前に入学した者に係る別表については、なお従前の例による。

▶富山大学理学部規則の改正理由

- 1 学生が他の大学において修得した単位を認め合ういわゆる「単位互換制度」を実施するため。
- 2 授業科目及び単位数を整理し、教育内容の充実を図るため。

富山大学教養部規則の一部改正

富山大学教養部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和59年2月17日

富山大学長 柳 田 友 道

富山大学教養部規則の一部を改正する規則

富山大学教養部規則（昭和42年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

別表中

「			心 理 学	心 理 学	4	」を、
			心 理 学	心 理 学	4	
「			心 理 学	心理学演習	1	」に、
			心 理 学	心理学演習	1	
「		総合	富山の自然		2	」を
			富山の自然		2	
「		総合	富山の自然		2	」に
			情報と科学		2	

改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年度以前の入学者については、なお従前の例による。

▶ 富山大学教養部規則の改正理由

新たに授業科目を開設し、教育内容の充実を図るため。

富山大学教養部学生の助言教官に関する規則の一部改正

富山大学教養部学生の助言教官に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和59年2月17日

富山大学長 柳 田 友 道

富山大学教養部学生の助言教官に関する規則の一部を改正する規則

富山大学教養部学生の助言教官に関する規則（昭和43年6月21日制定）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 助言教官は、所属学生の修学及び学生生活に関する諸相談に応ずるものとする。

第2条の次に次の1条を加える。

第3条 助言教官は、教養部の専任教官をもって充てる。

- 2 第3期においては、前項によるもののほか、各学部から選出された教官が助言に当たるものとする。

附 則

この規則は、昭和59年2月17日から施行する。ただし、昭和58年度以前の入学生については、なお従前の例による。

▶ 富山大学教養部学生の助言教官に関する規則の改正理由

助言教官の任務を明確にし、効率的な運用をはかり、併せてその選任方法を改めるため。

富山大学大学院理学研究科規則の一部改正

富山大学大学院理学研究科規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和59年2月17日

富山大学長 柳 田 友 道

富山大学大学院理学研究科規則の一部を改正する規則

富山大学大学院理学研究科規則（昭和53年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

別表の 物理学専攻の項中

「低温物理学」	4	」を
「低温物理学」	2	」に改め、
化学専攻の項中		
「触媒化学」	4	」の次に
「表面化学」	4	」を加え、
生物学専攻の項中		
「遺伝学特論」	2	」を
「発生生物学特論」	4	」
「遺伝学特論」	4	」に、
「細胞分化学特論」	2	」
「陸水学特論」	3	」を
「生態学特論」	3	」
「放射線生物学特論」	2	」

「環境生理化学特論」	4	」に改め、
「発生学特論」	4	」
地球科学専攻の項中		
「火山学」	2	」を
「地域地質」	2	」
「鉱床地質学」	2	」に改める。
「地質鉱物巡検」	2	」

附 則

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年度以前の入学生については、なお従前の例による。

▶富山大学大学院理学研究科規則の改正理由
授業科目及び単位数を整理し、教育内容の充実を図るため。

富山大学廃水処理室運営委員会規則の一部改正

富山大学廃水処理室運営委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和59年2月17日

富山大学長 柳 田 友 道

富山大学廃水処理室運営委員会規則の一部を改正する規則

富山大学廃水処理室運営委員会規則（昭和48年6月25日制定）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（専門委員会）

年1月23日から適用する。

第8条 委員会に専門の事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

▶富山大学廃水処理室運営委員会規則の改正理由

2 専門委員は、本学の職員のうちから、委員会の推薦に基づき、学長が命ずる。

富山大学廃水処理室運営委員会に専門委員会を置く必要があるため。

附 則

この規則は、昭和59年2月17日から施行し、昭和59

—職員会館の宿泊の御案内—

- ◎利用日 ……土・日曜日及び祝日も利用できます!!
- ◎申し込み ……利用日の2日前までに!!
- ◎門限時刻 ……午後10時 ……御協力を ……!!

諸 会 議

昭和58年度第6回入学者選抜方法研究委員会専門委員会（2月4日）

（審議事項）

- (1)入学者選抜方法の改善に伴う昭和58年度以降の調査研究事項について

昭和58年度第28回学寮補導委員会（2月6日）

（報告事項）

- (1)寮生との話し合いの結果について

（審議事項）

- (1)受験生宿泊について

昭和58年度第9回補導協議会（2月7日）

（報告事項）

- (1)学生の動向について

（審議事項）

- (1)大学祭について
- (2)課外活動共同利用施設について

昭和59年公開講座第3回委員会（2月9日）

（審議事項）

- (1)昭和59年度公開講座の実施計画について

第15回学則改正検討小委員会（2月10日）

昭和58年度第6回附属図書館商議会（2月13日）

（報告事項）

- (1)次期館長候補者の決定について

（審議事項）

- (1)大型コレクションについて
- (2)工学部分館の移転計画について
- (3)新館長への引継事項

昭和58年度第6回学園ニュース編集委員会（2月14日）

（審議事項）

- (1)第44号学園ニュースの編集について

昭和58年度第29回学寮補導委員会（2月16日）

（報告事項）

- (1)寮生との話し合いの結果について

（審議事項）

- (1)受験生宿泊について

昭和58年度第5回大学院委員会（2月17日）

（審議事項）

- (1)富山大学大学院理学研究科規則の一部改正（案）について
- (2)富山大学受託研究員規則の制定（案）について
- (3)昭和59年度富山大学大学院理学研究科(修士課程)及び工学研究科(修士課程)第2次入学試験合格者の判定について

昭和58年度第11回評議会（2月17日）

（報告事項）

- (1)昭和59年度国立学校特別会計予算内示について
- (2)昭和59年度富山大学大学院理学研究科(修士課程)及び工学研究科(修士課程)第2次入学試験合格者の判定について
- (3)昭和59年度入学志願者数について
- (4)学生の動向について

（審議事項）

- (1)富山大学理学部規則の一部改正（案）について
- (2)富山大学教養部規則の一部改正（案）について
- (3)富山大学教養部学生の助言教官に関する規則の一部改正（案）について
- (4)富山大学大学院理学研究科規則の一部改正（案）について
- (5)富山大学廃水処理室運営委員会規則の一部改正（案）について
- (6)富山大学学則の全部改正（案）について
- (7)富山大学専攻科規則の制定（案）について
- (8)富山大学国際交流委員会規則の制定(案)について
- (9)富山大学受託研究員規則の制定（案）について
- (10)富山大学私学研修員、専修学校研修員及び公立大学研修員規則の制定（案）について
- (11)富山大学外国人受託研修員規則の制定（案）について
- (12)昭和59年度富山大学文学専攻科、教育専攻科及び

経済学専攻科入学者選抜試験合格者の判定について
 (13)課外活動施設地(岩瀬)について
 (14)今後における国立大学の臨時増募の取扱いについて

富山大学構内交通対策委員会(2月24日)

(審議事項)

(1)原動機付自転車、自動二輪車の交通規制に係る要望書(案)について

富山大学情報処理センター設置準備委員会(2月27日)

(審議事項)

(1)富山大学情報処理センター設置準備について

昭和58年度第10回補導協議会(2月28日)

(報告事項)

(1)学生の動向について

(審議事項)

- (1)大学祭について
- (2)課外活動共同利用施設について
- (3)福利厚生施設について(業者の選定)
- (4)富山大学授業料等免除及び徴収猶予に関する内規(案)について
- (5)昭和59年度入学生行事日程について
- (6)昭和58年度厚生補導担当教官研究会について

学 事

昭和59年度文部省内地研究員の決定

学 部	職	氏 名	研究場所	研 究 題 目	研 究 期 間
人文学部	講 師	磯 部 彰	東京大学	中国四大奇書の研究	59.9.1~60.2.28
経済学部	"	伊 藤 良 広	一橋大学	フランス選挙制度史	"
工学部	助 手	諸 橋 昭 一	東北大学	同体摩擦法による超微粉体の生成に関する研究	59.5.1~59.10.31

昭和59年度日本学術振興会流動研究員の決定

所 属	職	氏 名	研究場所	研 究 課 題	研究期間
人文学部	助 教授	藤 本 幸 夫	東京大学	中国古代礼制の研究	59.4.1
			東洋文化研究所		60.3.31

昭和59年度アフリカ地域研究センター派遣研究者の決定

所 属	職	氏 名	派 遣 先	研 究 課 題	研究期間
人文学部	助 教授	赤 阪 賢	ケ ニ ア	バンツー系諸部族の信仰体系	59.9.25
				・世界観の比較研究	60.3.23

(日本学術振興会募集によるもの)

人事異動

異動区分	発令年月日	氏 名	異動前の所属官職	異 動 内 容	任命権者
併 任	59. 2. 20	平 田 純	教授(人文学部)	附属図書館長・評議員 (61. 2. 19まで)	文部大臣
退 職	59. 3. 1	山 戸 敏 男	技術補佐員(経理部主計課)	昭和59年2月29日限り退職した	富山大学長
	"	川 原 久 和	" (")	"	"
	"	川 戸 元	" (")	"	"
	"	藤 木 弥三郎	事務補佐員(附属図書館)	"	"
	"	岡 島 正 子	教務補佐員(教養部)	"	"

学 内 諸 報

教育学部附属学校(園)長の改選

田中久雄教育学部附属小学校長、藤井敏孝同養護学校長及び泉 敏郎同幼稚園長の任期が、昭和59年3月31日に満了することに伴い、教育学部教授会は、2月22日に次期附属学校(園)長の候補者の選挙を行い、その結果、附属小学校長候補者に大塚恵一教授、同養護学校長候補者に中川 孝教授、同幼稚園長候補者に中谷唯一教授がそれぞれ新しく選出されました。任期は、昭和59年4月1日から2年間。

大塚教授は、昭和25年3月京都帝国大学文学部を卒業後、同27年4月新潟大学教育学部助手、同39年3月同講師、同41年4月富山大学教育学部助教授を経て昭和50年12月同教授となり今日に至っています。

担当は、社会科教育、東京都出身。

中川教授は、昭和28年3月富山大学教育学部を卒業後、同年4月富山大学教育学部助手、同45年10月同講師、同48年3月同助教授を経て昭和58年6月同教授となり今日に至っています。

担当は、体育理論・体育史、富山県出身。

中谷教授は、昭和28年3月富山大学教育学部を卒業後、同年4月富山大学教育学部助手、同45年4月同講師、同47年1月同助教授を経て昭和54年4月同教授となり今日に至っています。

担当は、彫塑、富山県出身。

教養部長の改選

梅原隆章教養部長の任期が昭和59年3月31日で満了することに伴い、教養部教授会は、2月22日に次期教養部長候補者の選挙を行い、その結果、杉本新平教授が選出されました。任期は、昭和59年4月1日から2年間。

杉本教授は、昭和21年9月京都帝国大学文学部哲学科を卒業後、同年11月金沢工業専門学校講師、同23年5月富山薬学専門学校講師、同26年3月富山大学文理学部講師、同32年4月同助教授、同42年4月教養部に配置換、同43年1月同教授となり今日に至っています。

この間、同45年2月から附属図書館長、評議員を1期、同49年4月から教養部長、評議員を連続3期勤め

られました。

専門は、倫理学、富山市出身。

海外渡航者

渡航の種類	所属	職	氏名	渡航先国	目的	期間
海外研修旅行	経済学部	助教授	泉田 栄一	ドイツ連邦共和国	ヨーロッパの企業結合の法	59. 2. 21
					規制に関する研究のため	60. 2. 20

南極の近況について

第25次南極地域観測隊の越冬隊員として、昨年11月から南極地域へ出張されている本学理学部の川田邦夫助手から近況報告がありました。

この件に関しては、昭和58年9月1日発行の学報第238号で一部お知らせしましたが、このたび同教官から南極地域の近況について理学部長あてに電報で報告があったものです。

なお、電文は右記のとおりです。

記

“トヤマハオオユキノヨウ、タイヘンダツトオモウ”
 “ミズホハマイナス四〇ドニチカクナツタ”ビヤクヤ
 “モオワリニーヒヨルハツノオーロラヲミタ”スバラ
 “シイコウケイ”キチセイビモススミ、ポーリングモ
 “ジュンビニハイッタ”ゲンキニヤッテイマス”
 カワダ、

シリーズ「富山大学、あの日あの頃」(6)

〈赤谷山遭難学生慰霊祭〉

富山大学名誉教授の会 黒坂 富治

昭和35年12月25日、冬期合宿のため赤谷山に登った山岳部の学生たちが、悪天候に災いされ、不運にも6名の部員が遭難するに至った。遺体の搜索も難儀を極め、6遺体が発見され、完全に収容されたのは、翌36年4月4日であった。この期間の顛末については、当時学生部長だった大島文雄先生がかなり詳細に書かれ、学報の前号、前々号に連載することが出来た。私は昭和36年5月13日に催された、遭難学生の合同慰霊祭に、いささか関与したので、それらの事情について書き、将来の資料にしたいと思う。

遭難された学生は次の6人である。

井伊弘則 昭13・1・27生 (経済学部 33年度生
 第3年次 新湊市)

関 清則 昭14・10・14生 (工学部 33年度生
 第3年次 新湊市)
 石井俊一 昭13・9・26生 (薬学部 33年度生
 第3年次 神戸市)
 鶴居宣一 昭13・12・13生 (薬学部 34年度生
 第2年次 東砺波郡)
 中道絃臣 昭15・11・5生 (工学部 34年度生
 第2年次 金沢市)
 角 泰彦 昭16・1・1生 (文理学部 34年度生
 第2年次 黒部市)

大学では上記遭難6学生の合同慰霊祭のことが議され、富山大学「赤谷山遭難学生慰霊祭」実行委員会の

名で、5月13日黒田講堂で催されることになった。

その頃、私の日記帳にメモ程度に書かれている、関連部分を摘抄すると

- ・4月25日(火) 晴「学生部黒田君遭難者慰霊祭の
哀悼歌の件につき相談」

とある。梅原眞隆学長、大島文雄学生部長、鈴木学生課長方とともに、実務的な中心になられたのは学生係長の黒田信吉さんだったのだ。私との折衝は終始黒田氏を通じてなされた。私は黒田氏に「古今東西、祭式に音楽が伴うのは当然の理で、ことに東洋礼楽の精神に徴して、冠婚葬祭すべて楽で始まり楽で終るのだ。よく気が付かれて結構な申し出である」と言った。さらに語を続けて「大島文雄先生は文学者、万葉歌人の泰斗、数々の歌作をものされている。このたびの遭難事故については、責任者として心痛の極にあられることは十分知悉しているが、大島先生を措いてほかに、哀悼歌を詠作される方はありますまい。大島先生に申し上げて承諾をいただくことが緊急のように思う」と伝えた。よって黒田氏は大島先生に然るべき要請をされたことであろうと思う。この件で大島先生にお会いしたことは、私の日記に書きとめられていない。しかし大島先生との会談に際し、私は前記のように語り、「もし先生が作詞されれば、私は渾身の精力を注いで作曲し、鎮魂の齋場を荘厳したいし、先生ご自身も朗詠されて霊前に献歌されたい」とし、是非この際先生の心魂を込められた作品を期待したい旨を力説進言した。先生は謹厳な口調で「黒坂さんが、そうおっしゃるならば、そのようにしましょう」と言われ、私の意を諒とされた。私はホッとしてお別れした。これらの経緯を聞き知られた梅原学長先生が「それは大変立派で好いことだ」と賞讃され喜ばれたとのことだった。

- ・5月1日(月) 曇「大島教授より電話あり、5時
来宅の約束する。大島教授米
宅されて挽歌作曲につき打ち
合わす」

とある。当時私は総曲輪に住んでいて、先生がわざわざ陋屋に御足労を頂いたのに恐縮した。その折示されたのが次の挽歌と反歌であった。五七調が連ねられた末尾を七字で結ばれた。万葉調長歌のリズムに整えられた秀歌、そして内容を反歌一首にまとめられたすばらしい歌詞であった。

挽歌並反歌 「きよらなる魂」

- (1)きよらなる魂ありて (2)うるはしき魂ありて
きよらなる山を慕ひぬ うるはしきいのち終りぬ
冬山の山の秀高く 冬山の夜空きびしく
雪煙さかまく中に 雪たけく降り積む下に
みつみづし心凍らせ みつみづし胸を抱き合ひ
わかわかし骨を凍らせ わかわかし声よびかはし
あな あはれ あな あはれ
生ける日のいのちの限り 息の緒の絶ゆる時まで
山を慕ひぬ 友をまもりぬ

反歌 あかねさす赤谷山にほの匂ふ、
夕焼雲はうつろひにけり

私は襟を正して作曲に熱中し次の日記に

- ・5月4日(木)小雨「挽歌『きよらなる魂』の作曲
を完成し、ガリ盤を切り大島
氏に電話、歌詞仮名づかいを
ただす」

とある。私がガリを切った楽譜、音符下の仮名づかいは、標音式でなく、大島先生の原作とおりに書いてある。

- ・5月6日(土) 曇「寒さ募る。慰霊祭の式次第を
決め広文堂へ、3,500を見積
る。挽歌楽譜2部を持ち帰り
炬燵で暖を採る」

とある。文中の3,500は枚数なのか、見積り価格なのか記憶がない。黒田氏と打ち合わせの際に、私は「式のはじまりには奏楽が必要である」と言うと、黒田氏は「こんどの慰霊祭は神式でも仏式でもないの、それに類することはやらない」と言われる。私は「宇宙に迷っている靈魂をいかなる方法で齋場へ招くのですか？」彼は「そうですね！」の思案顔。「大声を上げて『こっちへ来い！』と呼ぶのですか、降霊招魂には楽の音のほかないのです。式後の昇霊についても同じです。私がオルガンを弾くのですから、神式でも仏式でもありません」と説得した。そして式次第を決めたが、いろいろの意見が錯綜したらしく、学生課に保管された資料には、添削変更された筆跡が見えている。結局私がガリ・プリントした楽譜の表紙裏には

赤谷山遭難学生慰霊祭 式次第

奏 楽

1. 開式の辞
1. 経過報告

- 1. 挽歌(I)合唱
- 1. 慰霊の辞……………(学長)
- 1. 献 歌……………(学生部長)
- 1. 献 華
- 1. 挽歌(II)・反歌合唱
- 1. 閉式の辞
 - 奏 楽
 - 学長謝辞
 - 遺族代表謝辞
 - 雪山讃歌(合唱)

とあり、別の印刷物には、「別途、搜索関係写真展並びに式終了後搜索活動の16mm、8mmフィルム並びにスライドによる映写会を行なう」とある。

- ・5月9日(火) 晴「三時より挽歌の練習をする。四時より又講堂で行なう。」

・5月10日(水) 晴「三時より挽歌の練習、男声すくなし」

・5月12日(金) 曇「三時より挽歌の合唱練習、大島教授も来聴される」

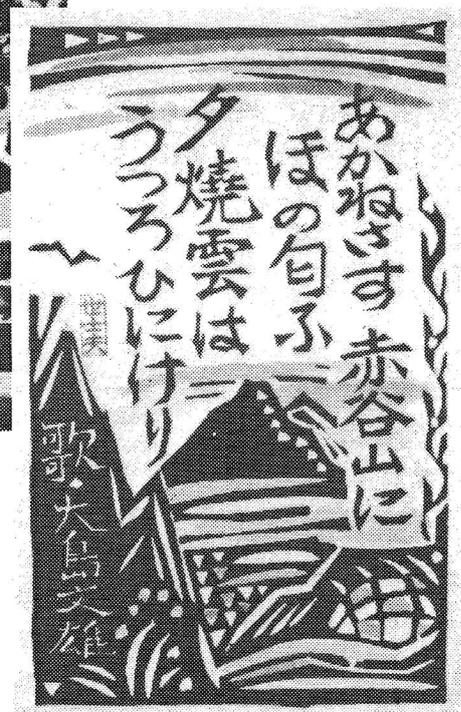
とある。富山大学男女混声合唱団の有志たちが、奉仕演奏してくれたのであるが、期待した人数が集まらず、焦燥と悩みが当日のメモにも書かれている。

・5月13日(土) 曇「午後一時慰霊祭、合唱予定数の参集ならず、参会者案外多数・感激の情景展開される、帰宅三時」

とある。私は「奏楽」のオルガン演奏には、恩師小沢篤太郎先生の葬儀に用いるべく作曲した、「うつせみの世や」第2哀悼歌の主旋律を弾いた。これは長調とも短調とも区別し難くて、琉球音階による楽調とも言



遭難学生慰霊祭 学生課提供



挽歌の反歌 金守世士夫刻画
作曲集「高志の歌・鎮魂篇」扉絵

い得る旋律である。また「挽歌」は我が国伝統音階の律旋・陰旋と西洋短音階をミックスして使い、いわゆる雅楽調典礼音楽風に整えたのだった。ことに「反歌」の男女混声のユニゾン、私にとって快心の曲調になった。教育学部沢泉重夫教授は、式後「心のこもった素晴らしい音楽だった！」と激賞された。梅原学長も「祭式が厳粛に進行し、挽歌の演唱も友愛の誠心が現わされた」と喜んで下さった。挽歌「きよなる魂」は大島先生にとっても快心の作だったらしく、後年出版された随筆集の巻末に近く、先生自らの選として歌詞と解説が掲載されている。それはともかく、自作の挽歌を献詠された先生の声調は、参列者一同の胸を強く打ち、全くの感動であった。後日遺族の方から「当日の大島先生の献歌録音テープがあったら、是非お貸し願いたい」との申し入れを受けた。しかし残念ながらその手配はなされていなかったし、いまにして

思えば手ばかりだったと口惜まれる。

私はこの「挽歌」を作曲集「高志の歌・鎮魂編」に収め、昭和51年3月に印刷刊行した。後年たまたま福野町の鶴居孫之丞（遭難学生宣一君御尊父）氏に奇遇し、この曲集を贈るの奇縁に恵まれたことであった。

思えば六学生諸君の遭難と慰霊のことも、すでに20有4・5年の遠い昔になった。愛児を失われた御親族にとっては、いまなお忘れ難い痛恨事であったろう。わが富山大学にとっても前途有為な学徒を失った一大不祥事であって、再びこの過ちをくりかえしてはならない。ここに改めて六君の冥福を祈り、私たちの戒めにしたいと思う。（昭和59年2月21日・春寒好日）

▶筆者：昭和18年4月 富山師範学校に着任
昭和52年4月 停年退職
昭和52年4月 富山大学名誉教授の称号授与

職員消息

《改 姓》

教 養 部

事務補佐員 浅畑美香子

(旧姓 丸)

《住所変更》

教 養 部

事務補佐員 浅畑美香子

主要行事

本 部

2月1日 現金引き出しコーナーオープン
1～10日 昭和58年度学内会計監査
3日 庶務係長会議
4日 第6回入学者選抜方法研究委員会専門委員会
6日 第28回学寮補導委員会
7日 第9回補導協議会

9日 第3回公開講座委員会
国立大学学生部長会議（於、如水会館）
9～15日 入学願書受付
10日 第15回学則改正検討小委員会
14日 部局長懇談会
第6回学園ニュース編集委員会
15日 肝臓機能検査
16日 第29回学寮補導委員会
17日 第5回大学院委員会
第11回評議会

- 22日 国大協理事会（於、国大協）
 24日 第40回構内交通対策委員会
 24～25日 臨時東海北陸地区国立大学事務局長会議
 （於、静岡大学）
 27日 第1回情報処理センター設置準備委員会
 28日 第10回補導協議会

人 文 学 部

- 2月1日 教授会
 人事教授会
 大学院設置推進委員会
 3日 文学専攻科調査書審査
 8日 文学専攻科入学者選抜試験
 教授会
 9日 一橋大学教授阿部謙也氏講演会
 10日 昭和58年度学内会計監査
 13日 後学期授業終了
 肝臓機能検査
 14日 学部教務委員会
 15日 教授会
 人事教授会
 18日 文学専攻科合格者発表
 21日 学部将来計画委員会
 24日 大学院設置推進委員会
 入学者選抜調査書審査
 29日 教授会

教 育 学 部

- 2月1日 人事教授会
 3日 附属小学校入学者第1次選考（発育検査）
 4日 教育専攻科入学者選抜試験
 5日 附属中学校入学者第1次選考（学力検査）
 6日 昭和58年度学内会計監査
 教育実践研究指導センター運営委員会
 8日 昭和60年度入試基本構想委員会
 附属小学校入学者第2次選考（抽選）
 9日 附属中学校入学者第2次選考（抽選）
 13日 後学期授業終了
 14日 肝臓機能検査
 15日 学部教務委員会・補導委員会合同会議

- 学部教務委員会
 人事教授会
 教授会
 16日 婦人科検診
 18日 教育専攻科合格発表
 21日 閉回路テレビシステム運営委員会
 22日 人事教授会
 教授会
 23～24日 第24回国立大学教育工学センター協議会
 及び研究会（於、横浜国立大学）
 23～25日 教員養成学部学生合宿研修（冬季）
 （於、県営ゴンドラスキー場）
 27日 予算委員会

経 済 学 部

- 2月1日 学部教務委員会
 人事教授会
 教授会
 2日 昭和58年度学内会計監査
 10日 後学期授業終了
 15日 人事教授会
 学部教務委員会
 学部補導委員会
 教授会
 22日 学部将来構想検討委員会
 25日 論集委員会
 29日 学部補導委員会
 教授会

理 学 部

- 2月6日 大学院理学研究科第2次募集調査書審査
 7日 学部補導委員会
 9～10日 大学院理学研究科第2次入学者選抜試験
 10日 昭和58年度学内会計監査
 13日 肝臓機能検査
 15日 教授会
 理学研究科委員会
 人事教授会
 18日 大学院理学研究科第2次合格者発表
 20日 後学期授業終了

- 24日 入学者選抜調査書審査
学科主任会議
27日 人事教授会

工 学 部

- 2月3日 昭和58年度学内会計監査
7～8日 工学研究科入学試験（第2次）
9日 係長連絡会
10日 学科主任会議
15日 教授会
専任教授会
工学研究科委員会
17日 肝臓機能検査
工学研究科入学試験（第2次）合格者発表
18日 後学期授業終了
21日 学科主任会議
22日 係長連絡会
25日 中川孝之教授退官記念講演会
演題 私の扱った非線形振動について

教 養 部

- 2月1日 教授会
9日 昭和58年度学内会計監査
14日 後学期授業終了
15日 教養部長候補者選挙
教授会
教養部長候補者選挙管理委員会
20日 教務委員会
22日 教養部長候補者選挙
教授会
29日 教務委員会

附属図書館

- 2月1日 電算化ワーキンググループ打合せ
2日 " "
3日 " "
4日 電算化ワーキンググループ打合せ
8日 昭和58年度学内会計監査
13日 商議会
電算化ワーキンググループ打合せ
15日 肝臓機能検査
電算化ワーキンググループ打合せ
22日 " "
29日 " "

保健管理センター

- 2月8日 スキー実習健康診断（教養部）

経営短期大学部

- 2月1日 昭和58年度学内会計監査
1～7日 期末試験
2日 第5回夜間主コース検討委員会
8～14日 昭和59年度推薦入学願書受付
9日 第2回将来構想委員会
第7回財務委員会
第17回教授会
19日 昭和59年度推薦入学者選抜試験
第5回入学者選抜学力試験委員会
23日 第8回財務委員会
第18回教授会

資 料

昭和59年度入学志願者数

学 部	学 科 ・ 課 程	昭 和 59 年 度			昭 和 58 年 度		
		募集人員	志願者数	倍 率	募集人員	志願者数	倍 率
人 文 学 部	人 文 学 科	90	425	4.7	90	273	3.0
	語 学 文 学 科	80	202	2.5	80	213	2.7
	計	170	627	3.7	170	486	2.9
教 育 学 部	小学校教員養成課程	140	176	1.3	140	210	1.5
	中学校教員養成課程	50	110	2.2	50	148	3.0
	養護学校教員養成課程	20	43	2.2	20	50	2.5
	幼稚園教員養成課程	30	74	2.5	30	113	3.8
	計	240	403	1.7	240	521	2.2
経 済 学 部	経 済 学 科	120	327	2.7	120	469	3.9
	経 営 学 科	120	544	4.5	120	732	6.1
	経 営 法 学 科	60	287	4.8	60	432	7.2
	計	300	1,158	3.9	300	1,633	5.4
理 学 部	数 学 科	40	78	2.0	40	74	1.9
	物 理 学 科	30	88	2.9	40	53	1.3
	化 学 科	40	83	2.1	40	60	1.5
	生 物 学 科	30	63	2.1	30	68	2.3
	地 球 科 学 科	30	68	2.3	30	89	3.0
	計	170	380	2.2	180	344	1.9
工 学 部	電 気 工 学 科	50	111	2.2	50	102	2.0
	工 業 化 学 科	45	104	2.3	45	118	2.6
	金 属 工 学 科	40	175	4.4	40	127	3.2
	機 械 工 学 科	50	125	2.5	50	174	3.5
	生 産 機 械 工 学 科	40	131	3.3	40	125	3.1
	化 学 工 学 科	40	145	3.6	40	152	3.8
	電 子 工 学 科	40	68	1.7	40	71	1.8
	計	305	859	2.8	305	869	2.8
合 計	1,185	3,427	2.9	1,195	3,853	3.2	

(注) 理学部物理学科の募集人員には、第2次募集人員(10)を除く。

- ◎ 積雪・凍結時の自動車等の運転は、極力取り止めることに努めましょう!!
- ◎ 積雪時は、構内除雪の障害とならないよう駐車に注意しましょう!!
- ◎ 構内での自動車等の運転は、教育・研究に支障を来さないよう安全運転に努め定められた交通方法、歩行者の安全及び騒音防止に努めましょう!!

- ◎ 退庁、退室の際には、電気、ガスの消し忘れ、タバコの吸殻の後始末に十分注意し、火災の予防に心がけましょう!!
- ◎ 電気、ガス、水の省エネ・省資源に協力しましょう!!



編集 富山大学庶務部庶務課
富山市五福3190
印刷所 あけぼの企画
富山市曙町8-4
電話(33)3356代